

○檜葉町合宿支援事業助成金交付要綱

令和2年6月15日訓令第23号

改正

令和5年4月1日訓令第21号

令和6年4月1日訓令第28号

檜葉町合宿支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における文化・スポーツ合宿（以下「合宿」という。）の誘致を推進することにより、町内資源を活用し地域の活性化と交流人口の拡大を図るため、町内の施設を利用して合宿を行う団体に対し、町内宿泊施設の宿泊費を予算の範囲内で交付する檜葉町合宿支援事業助成金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによるものとする。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校、中学校及び小学校
- (2) 団体 学校等の学生又は生徒並びに監督、コーチ等の指導者を含む複数の者で構成する部、クラブ、サークル及びゼミナール等
- (3) 宿泊施設 ホテル、旅館及び民宿等の宿泊料金の支払いを要する施設（大学等が自ら所有する宿舍等は除く。）
- (4) 合宿 大学等の団体が町内の宿泊施設に宿泊して文化活動又はスポーツ活動等の練習を行うもの

(交付の対象となる合宿)

第3条 助成金の交付対象となる合宿は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 大学等の団体が合宿により町内の宿泊施設に宿泊し、かつ、宿泊者数が10人以上であること。
- (2) 別表1に掲げる施設等を有償利用すること。
- (3) 各種公式大会、県又は市町村が主催・共催の大会、イベント及び会議等への参加を目的とするものでないこと。

- (4) 政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とするものでないこと。
- (5) 公序良俗に反しないものであること。

(助成金額)

第4条 助成金額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 助成金額は、1回の合宿における延べ宿泊人数に1,000円を乗じた額とする。
- (2) 1回の合宿において受けられる助成金の額は、200,000円を限度とする。
- (3) 団体が受け取ることができる助成金の額は、年度内1団体当たり1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、檜葉町合宿支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、合宿開始の14日前までに町長に提出しなければならない。なお、申請書等を先着順に受け付けるものとする。

- (1) 合宿計画書（様式第2号）
- (2) 合宿参加者名簿（様式第3号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(変更等の承認申請)

第6条 事業内容に下記の変更等が生じ、その承認を受けようとする場合は、檜葉町合宿支援事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 宿泊日数又は宿泊人数の変更等により助成金交付決定額の増額を希望する場合。
- (3) 助成金交付決定額から10分の2以上の減額が生じる場合
- (4) 第3条の各号のいずれかに該当しなくなること。

(実績報告)

第7条 助成金の交付の決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、檜葉町合宿支援事業助成金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、合宿終了後の14日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出するものとする。

- (1) 請求書（様式第6号）
- (2) 宿泊証明書（様式第7号）
- (3) 別表1に掲げる施設等の利用を確認できる書類（領収書の写し等）

(4) その他必要と認める書類

(助成金の支払)

第8条 町長は、実績報告書を精査した結果、交付要件を満たすと認められるときには、請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第9条 町長は、助成金を受けた団体が交付申請書又は実績報告書等に虚偽の記載をしたときは、助成金の決定を取消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和2年6月1日から適用する。

別表1 (第3条関係)

施設名	対象施設等
檜葉町総合グラウンド	檜葉町都市公園条例別表第1に掲げる公園施設（屋内体育施設 幼児用プール及び野球場附属施設等を除く。）
檜葉町コミュニティセンター	檜葉町コミュニティセンター条例別表に掲げる施設（楽屋及び研修室を除く。）
みんなの交流館ならはCANVAS	檜葉町笑ふるタウンならは交流施設条例別表第2に掲げる施設（多目的室1・2、サウンドルーム及びバンドルームに限る。）
檜葉町地域活動拠点施設まざらっせ	檜葉町地域活動拠点施設の設置及び管理に関する条例別表第2に掲げる施設（ライブラリー、附属器機、自動取扱機器設置を除く。）

檜葉町サイクリングターミナル	檜葉町サイクリングターミナル条例別表第1ー3 研修室
天神岬スポーツ公園	檜葉町スポーツ公園条例第2条の2に掲げる施設のうち第1号公園を除く施設
ならは天神岬温泉しおかぜ荘	ならは天神岬温泉しおかぜ荘条例別表第1ー1 入浴に掲げる使用料を徴する施設
道の駅ならは	道の駅ならは条例第3条第1項第1号に掲げる温泉保養施設